

## 新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提言

新型コロナウイルス感染症は今や世界的に広がりを見せており、人々の生活や生命、健康に深刻な影響を及ぼしています。このような状況は、国際社会における公衆衛生上の危機であると同時に、業種や地域、国内外を問わず、より深刻な経済危機を引き起こすリスクをはらんでいます。

こうした中、政府においては、これまでに第1弾及び第2弾の緊急対応策を取りまとめ、水際対策や感染拡大防止策、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、さらには事業活動の縮小や雇用への対応など、必要な対策を速やかに実行してこられました。関係者の皆さまのご尽力に対しまして、深く敬意を表させていただきます。

本県におきましても、先般「高知県新型コロナウイルス感染症対策」を取りまとめ、国の緊急対応策も活用しながら、感染予防や感染拡大防止対策、経済影響対策などを全力で実施しているところです。

しかしながら、依然として国内外で感染拡大が続いており、また、経済面においても、宿泊や宴会のキャンセルが相次ぎ、旅館やホテル、飲食業などを中心に大きな影響が出ております。さらに、国内外の経済動向が厳しさを増しつつあり、本県経済への影響も大いに懸念されるところです。

今後も、国と地方が連携しながら、感染予防や感染拡大防止に向けた対策を徹底して実施していくことが重要であると考えております。あわせて、日々の生活や健康などに対する国民の不安を払拭し、経済に与える影響を最小限にとどめるとともに、事態の収束を見据えて、地域経済を立て直していくことが必要です。

つきましては、別紙に掲げる事項について、早急に対応されるよう提言いたします。

令和2年3月26日

高知県知事 瀧田省司

## 1. 新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止への対策

### (1) マスク等防護具の供給

感染拡大防止を図るためには、医療機関や社会福祉施設、公共交通機関等における感染防護対策が重要となる。マスクや消毒液については、国から一定量の供給がなされたものの、十分な量には至っていない。また、感染症指定医療機関等で必要となるマスク以外の感染防護具（ゴーグルやガウン等）も不足している。このため、引き続き、国においてこれらの感染防護具等の買い上げ等を行うことにより、安定的な量を確保するとともに、都道府県からの要請に応じて迅速に供給すること。

### (2) 病床確保への支援

新型コロナウイルス感染症患者が増大し、入院協力医療機関で病床を確保した場合、当該病床に対する空床補償が必要となる。現状では、厚生労働省からの直接要請に基づき病床を確保した場合のみ補助対象とされているが、今後さらに感染が拡大した場合には当該地域における病床が不足することが考えられる。このため、都道府県からの要請により、感染症指定医療機関の感染症病床以外の病床や、その他の医療機関の一般病床を確保した場合も補助対象とすること。

### (3) クルーズ船の寄港に当たっての国際ルールの整備、検疫に準ずる態勢への支援

公衆衛生上の課題がある場合における寄港の判断基準について、あらかじめ国際的な協議・調整を行い、「国際ルール」として整備すること。また、寄港地の住民の不安払拭を図るため、各港で検疫に準じた態勢を整備することに対して、国による人的・財政的支援を行うこと。

### (4) 学校等の臨時休業や事業停止等への対応

#### ① 臨時休校で影響を受けた子育て世帯への支援

厳しい環境にある子どもの家庭では、休校等に伴い経済的な負担が生じていることから、特に大きな影響を受けている低所得者層の子育て世帯に対する一時的な給付金を創設すること。

#### ② 臨時休業中の子どもの居場所としての放課後子ども教室活用への支援

放課後児童クラブのない市町村では、放課後子ども教室で対応しているものの財政負担が生じている。このため、市町村が放課後子ども教室の開設時間を延長する場合においても、放課後児童クラブと同様に財政負担が生じないよう措置すること。

#### ③ 事業停止となった医療機関や社会福祉施設等への支援

医療機関等において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、その事業活動が停止となり、経営に大きな影響が生じることとなる。また、社会福祉施設等においても、感染リスクを避けるために休止せざるを得ない場合には報酬が発生しないため、

事業所の継続運営が困難となる。新型コロナウイルスの感染による事業停止の原因は、当該医療機関や社会福祉施設等にはないことから、国として、事業停止期間中の損失補填を行うとともに、事業継続に必要となる有利な融資制度を整備すること。

## **(5) テレワーク等の導入促進**

### **① I T 導入補助金の充実**

テレワークをはじめとする I T ツールの導入に取り組む中小企業等に対する補助制度を充実させること（I T 導入補助金の十分な予算確保、補助率の臨時的引き上げ等）。

### **② 地方自治体での導入支援**

地方自治体における在宅勤務（テレワーク）の導入を促進するため、機器の調達、テレワーク環境の整備などに対して財政支援を行うこと。

## **(6) 建設工事等の一時中止により生じる経費への支援**

国の取扱いに準じて自治体発注の建設工事等を一時中断したことにより生じる経費については、自治体又は事業者の負担とならないように財政支援を行うこと。

## **(7) 風評被害等を生まないための啓発活動の実施**

新型コロナウイルスに対する国民の正しい理解が不足しているために、感染した患者やその家族、関係する医療機関や学校の関係者などが周囲からの心無い言動や過剰な反応を受けている。さらに、感染拡大防止のために施設名を公表した医療機関や学校、地域では、風評被害も発生している。こうした状況を踏まえ、国として、新型コロナウイルスに関する正しい理解を広げるための啓発活動を積極的に行うこと。

## **2. 経済への影響対策**

### **(1) 雇用への影響対策**

#### **① 雇用調整助成金の特例措置の拡充**

中小企業等における雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の助成率の引き上げや支給限度日数の延長を行うとともに、1 週間の所定労働時間が 20 時間に満たない労働者も助成対象とすること。また、助成金の審査を迅速に行うとともに、申請後は速やかに交付を行うこと。

#### **② 離職者等に対する緊急雇用対策の実施**

離職を余儀なくされた方々に対して、次の雇用までの短期雇用や就業機会の確保・支援を行う「緊急雇用対策」を実施すること。

## (2) 中小企業への影響対策

### ① 金融支援策の充実

#### ・ セーフティネット保証に係る負担の軽減

厳しい経営状況に直面している中小企業等の資金繰りを支援するため、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証における保証料率をさらに引き下げるとともに、信用保証協会から日本政策金融公庫へ支払う中小企業信用保険の料率を引き下げ、保証協会の負担を軽減すること。また、同公庫への信用保険向け政府出資金を十分に確保すること。

#### ・ 信用保証協会の財務基盤強化に対する支援

セーフティネット保証の適用範囲が拡大し、本県においても信用保証協会の保証件数が増加していることから、今後、代位弁済の増加による同協会の財務的な負担が懸念される。このため、全国信用保証協会連合会による損失補償割合を引き上げるなど、負担軽減措置を講じること。

#### ・ 利子補給を実施する地方自治体への財政支援

厳しい経営状況に直面している中小企業等の資金繰り支援として、地方自治体が地域の実情に応じて独自で実施している利子補給制度について、国による財政支援を行うこと。

### ② 特に厳しい業種に対する一時支給金の創設

政府系金融機関等により様々な融資制度が講じられているが、事業者からは「無利子の融資であっても償還の目処が立たない」「先行きが不透明で事業継続は困難」といった声も多く寄せられている。このため、特に経営上深刻な影響を受けている業種（宿泊業、飲食業、運輸業等）への一歩踏み込んだ対応として、「一時支給金」を創設すること。

### ③ ものづくり補助金、持続化補助金の充実

新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損等に対応した設備投資や販路開拓等に取り組む中小企業等に対して、迅速かつ円滑な支援が行われるよう、中小企業生産性革命推進事業について、十分な予算を確保するとともに、補助率の臨時的な引き上げや採択要件の緩和を行うこと。

## (3) 一次産業への影響対策

### ① 農畜産物の需要減退対策

卒業式を始めとするイベントの中止や外出需要の落ち込みにより、農畜産物の価格が下落している。このため、国として農畜産物の需要喚起や、消費拡大を促す広報活動等を強化するとともに、これらに関する地方の取り組みを支援すること。また、花

きをはじめ、影響を大きく受けている品目の生産者に対して、早急な経営安定対策を実施すること。

## ② 木材の需要減退対策

物流全般の停滞により、木材についても需要の減退が生じている。また、こうした状況の悪化が長期化すれば、木材産業者の事業継続が困難になる。このため、既往の借入金がある中でも事業継続ができるよう、セーフティネットとして、日本政策金融公庫の一次産業従事者向け融資（無利子・無担保・無保証人）と同様の制度を創設すること。また、住宅ローン金利の引き下げや減税措置等により、住宅投資を促し、木材需要を拡大する対策を実施すること。

## ③ 水産業の需要減退対策

漁業者や産地買受人をはじめとする水産関係事業者においては、宴会等の自粛等に伴い売上が減少するなど、大きな影響を受けている。このため、国内における水産物の需要喚起や輸出拡大に向けた積極的な広報等を行うとともに、これらに関する地方の取り組みを支援すること。

## （４）地域の公共交通の維持

学校の臨時休業などによる路線バスの利用者数の減少に加え、イベント自粛に伴う貸切バスのキャンセルなどにより、バス事業者は大幅な減収となっている。このため、事業者に対して、当該期間中の損失補填を行うとともに、通常年度末に支払う運行費補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を年度途中で概算払するなど、資金繰り対策を行うこと。また、同補助金の算定において、今回の減収や減便が次年度以降の補助金に影響しないよう十分な配慮を行うこと。

## （５）国税や地方税、社会保険料等への柔軟な対応

企業や個人の厳しい資金繰りや需要の喚起等に対応するため、国税や地方税、社会保険料等の減税・減免や、納付期限の延長等について検討すること。あわせて、これらに伴う地方の減収に対し、国の責任において確実に補填をすること。

## 3. 事態収束を見据えた地域経済対策

### （１）地方における自由度の高い交付金の創設及び地方一般財源の確保

失われた需要を回復するとともに、これまでの経済成長の軌道に戻していくためには、政府による大規模かつ機動的な財政措置が必要となる。リーマンショックの際には、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を創設するなど、地方が速やかに経済対策を実施する仕組みが設けられた。今回の危機対応においては、人やモノの動きを正常化させるなど、業種を問わず多方面にわたる経済対策が必要となる。このため、地方

自治体が地域の実情に応じて経済の活性化等に取り組むことのできる自由度の高い交付金制度を創設するとともに、必要十分な地方一般財源を確保すること。

## (2) 消費の喚起

### ① キャッシュレス・ポイント還元事業の継続、拡充

売り上げが落ち込むなど厳しい状況にある飲食店や小売店等における消費を喚起するため、キャッシュレス化に伴う事業者の負担を軽減するとともに、キャッシュレス・ポイント還元事業の期間の延長やポイント還元率の引き上げを行うこと。

### ② 商店街活性化、プレミアム付きクーポン券事業の実施

客足が遠のいている地域の商店街に消費者を呼び戻すためには、集客につながるイベントを実施することが効果的である。このため、地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）のような仕組みを再度展開するとともに、消費回復のため、中小飲食店等を対象としたプレミアム付きクーポン券事業を実施すること。

## (3) 観光誘客の促進

### ① 観光誘致促進のための交付金制度の創設

急激に低下している旅行マインドを喚起するため、観光客の宿泊に対する割引や公的観光施設の入場料等に充当できる新たな交付金制度を創設すること。

### ② 高速道路や本州四国連絡橋の通行料の軽減、公共交通料金の助成制度

人の移動を促すため、高速道路や本州四国連絡橋の通行料や公共交通（鉄道、航空機、高速バス等）の料金について、国の財源により軽減し、移動に対するインセンティブを提供すること。

### ③ 教育・文化活動に対する助成制度の拡充

地方で行うスポーツ合宿や各種大会、MICE等の誘致に対して、各自治体が財政支援を行っているところであるが、活動の自粛により中止が相次いでいる。さらなる誘致促進に向けては、インセンティブとなる助成額の引き上げが有効であることから、自治体を実施する助成制度に対して財政支援を行うこと。

### ④ 地方博物館への支援の拡充

国立博物館が収蔵する国宝・重要文化財などの貴重な文化財を地方の文化施設等に展示することにより、交流人口の拡大とともに文化や観光振興など地域活性化にも資するものと考えられる。このため、国立博物館収蔵品貸与促進事業について、貸与する箇所数と対象文化財の拡大など、支援策を充実させること。

#### ⑤ クルーズ観光需要回復への支援

外国客船での相次ぐ新型コロナウイルス感染症の発生により、クルーズ需要の縮小や寄港地の観光事業者等への影響が懸念される。このため、クルーズ船による観光需要の回復に向け、官民一体となったキャンペーン等を実施すること。

#### (4) デジタル技術を活用したサービス等の普及に向けた支援制度の創設

今後、同様の感染症が蔓延した際にも、社会や経済の機能を一定程度維持できるよう、デジタル技術を活用した新しいサービス（認証技術を用いた無人店舗や、自動走行車両やドローンを活用した物流サービス等）を広く普及させるため、地方での実証実験や社会実装に取り組む企業を支援する補助制度を設けること。

#### (5) テレワーク等の導入促進 <再掲>

##### ① I T 導入補助金の充実

テレワークをはじめとする I T ツールの導入に取り組む中小企業等に対する補助制度を充実させること（I T 導入補助金の十分な予算確保、補助率の臨時的引き上げ等）。

##### ② 地方自治体での導入支援

地方自治体における在宅勤務（テレワーク）の導入を促進するため、機器の調達、テレワーク環境の整備などに対して財政支援を行うこと。